

部長会議付議事案書（報告）

(令和3年4月1日)

提案課名 総合政策課

報告者名 岩渕 哲朗

事案名	通年会期制について	有 資料 無
提案趣旨	市議会では、秦野市議会基本条例に基づき、市長に対する政策提案を行うための機能強化、自由闊達な討議の展開及び市民に対する積極的な情報公開に取り組んでいます。この中で、議会の立法機能、政策立案機能及び議決事件等の審議機能を強化するため検討を進めている「通年会期制の導入」について、議会局から、概要の報告がありましたので、情報共有するものです。	
概要	別紙、「通年会期制について」のとおり	
経過	<p>【執行部との調整経過】</p> <p>令和2年10月 7日 議会局から意見照会</p> <p>〃 10月13日 執行部から意見提出</p> <p>〃 11月 6日 執行部からの意見に対する議会局からの回答</p> <p>〃 12月10日 議会運営委員会正副委員長から内田副市长への検討の申入れ</p> <p>令和3年 2月 4日 議会局との協議</p> <p>〃 3月25日 議会局からの検討に係る文書を受理</p>	
今後の進め方	<p>令和3年 4月～</p> <p>通年会期制導入に伴う影響の調査、課題の整理（主な課題は次のとおり）</p> <p>(1) 議会の委任による市長の専決処分事項の追加の検討</p> <p>(2) 陳情審査の在り方</p> <p>令和3年 6月</p> <p>議会局において、令和3年度6月第2回市議会定例会に、関係条例の制定、改廃議案（議提議案）を提出する方向で検討中</p>	

通年会期制について

令和3年3月 議会局作成

1 制度の概要

(1) 年間を通じた会期

議会の会期について、従前のように定例会・臨時会の区分を設けず、通年の会期（1年）を定め、年間を通して定期的に審議を行います。

基本的には市長の招集により会議を開く点に変更はありませんが、年間を通じて常に議会が活動できる状態となります。このため、必要に応じて議長の判断により議員だけでも会議を開くことができるようになります。

(2) 会期

新たに条例を制定し、1年間を会期と定めます（会期の始期と終期については、現在協議中。）。

(3) 定例会（現行の定例会に該当）

条例により、年4回、定期的に会議を開く日（1か月から1か月半程度の定例会日）を設定します。

【例】 2月20日～3月31日、6月1日～6月30日、9月1日～10月20日、11月25日～12月20日など

2 制度の根拠

地方自治法第102条の2

普通地方公共団体の議会は、前条の規定にかかわらず、条例で定めるところにより、定例会及び臨時会とせず、毎年、条例で定める日から翌年の当該日の前日までを会期とすることができる。

3 本市議会での導入目的

(1) 危機管理上の迅速な対応

コロナ禍における補正予算の専決処分や、災害等による突発的な事案、緊急の行政課題等を本会議において速やかに審議します。

(2) 政策立案機能の強化

委員会活動を柔軟に行うことができることから、活発な活動を通じて、議会による政策立案や提言機能の強化を図ります。

4 検討の経過

(1) 議会活性化特別委員会

平成23年9月に設置。検討テーマのひとつとして通年会期制を位置付け。27年6月に、改選後に改めて検討することとする。

(2) 議会基本条例検証委員会

平成30年6月に設置し、議会基本条例第18条「会期日程」の検証の中で、時機を捉えて検討する必要があることを議長へ報告。

(3) 議会運営委員会

令和元年12月に議題とし、2年1月から本格的な協議を開始。
2年7月には議会運営委員会において、先進市（厚木市）を視察。

5 検討事項

(1) 執行部への配慮

年間を通じて会期中となることから、議長には、市長等に議場への出席を求めるに当たって、執行部の事務に支障を及ぼすことのないよう配慮が求められており（自治法第121条第2項）、事案に応じて本会議への出席者を限定することを検討しています。

(2) 専決処分

年間を通じて会期中となることから、地方自治法第179条の専決処分（特に緊急を要し議会を招集する時間的余裕がない場合）はなくなることとなりますが、効率的・効果的な議会運営や、執行部への過度な負担を避けるため、現行の議決事項「議会の委任による市長の専決処分について」の内容を改めて検討し、必要な項目については専決処分を行う方向で協議しています。

6 通年会期制と現行制度との比較表

	通年会期	現行議会
根 拠 法 令	地方自治法第102条の2	地方自治法第102条
会 期	① 1年間(4月1日から翌年3月31日など) ② 定例的に会議を開く日を条例で制定。	会期は議会が定める（議会を開く度に決定）
招 集 権	市長 ※実質的には4年に1度の改選時。ただし、次の改選までの会期の招集は「みなし招集」となる。	市長 ※年4回と臨時会
本 会 議	① 定例日（定例月会議）と臨時会議に区分される。 ② 定例日は条例で定める。	定例会（3月、6月、9月、12月）と臨時会に区分される。
委 員 会	会期中（通年）は、常任委員会の活動が可能	① 会期中（開会中）は、常任委員会の活動が可能 ② 閉会中の活動は、議決を要する。

7 今後の進め方

議会運営委員会での検討と並行して、執行部と議会局の意見交換等を随時行いながら、令和3年6月定例会において関係条例を改正することを目標としています。その後も引き続き運用面での具体的な調整を進めながら、市民への周知を行い、制度の導入を令和4年1月に行いたいと考えています。